



OSS License Checked!

OSSライセンス・レベルチェック

2020年6月5日

NEC OSS推進センター・姉崎 章博

以下の問いに解答してみてください。
ネット検索してGPLや著作権法の条文を参照しながらで構いません。ページ下部の枠内に解答を記入してください。暗記力を問うものではなく、事実を正しく認識することが重要です。

Q1. Linuxのデバイスドライバについて

Q2. GPL訴訟を起こす目的について

Q3. 著作権と所有権の類似性について

Q4. GNU GPLが基づくものについて

Q5. ソフトウェアライセンスとの違いについて

Q6. GPLの伝播・感染について

Q7. Stallman氏がGPLを作成した理由について

Q8. 4つの自由とGPLについて

Q9. プログラムの著作者について

Q10. 添付するライセンス文について

解答できない問題がありましたら、下記の有償講義などを検討してみてください。

『OSSライセンスと著作権法 講義』

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/OSSedu.html>

Q1. Linuxのデバイスドライバについて

Linux組込製品を開発しています。ハード設計上、特殊な周辺チップが使われていました。Linuxカーネルでサポートされていないデバイスですが、チップメーカーのサイトにLinux用デバイスドライバが提供されています。このチップメーカー製デバイスドライバを組み込んで製品を生産頒布する場合、Linuxカーネルのソースコードと共にデバイスドライバのソースコードを開示しないと、Linuxカーネルの再頒布条件であるGPLの条件を満たせません。

チップメーカーにデバイスドライバのソースコードの提供を打診しましたが断られました。もし、仕方なくデバイスドライバのソースコードの開示無しに製品の生産出荷するとLinuxカーネルの著作権を侵害したGPL違反となります。

このとき、チップメーカーはGPL違反・著作権侵害を犯していない理由は何ですか？

Q2. GPL訴訟を起こす目的について

米国でのGPL訴訟は、非開発メンバが一時的に著作権を委任されて行使していましたが、ドイツではGPLviolation.orgというサイトでLinuxカーネルの一部開発メンバが訴訟を起こしていました。そのサイトに訴訟の「究極の目的(The ultimate goal)」が記載されています。それは、どのような内容ですか？

Q3. 著作権と所有権の類似性について

民法には、物権と債権という財産権の二大類別があります。著作権は債権ではなく物権に似た性格を持つため準物権とも呼ばれています。物権の代表的な権利に所有権がありますが、所有権と著作権とを比較してみます。それぞれ、他人の権利を侵害する行為の例は、所有権ではお店の「商品の持ち出し」、著作権ではLinuxなど「GPLの著作物の頒布(複製)」です。その行使が許される条件の選択肢の1つ目は、所有権の場合「現金を支払って、商品を持ち出すこと」、著作権の場合「ソースコードを添付して、GPLの著作物を頒布(複製)すること」です。権利行使が許される条件の選択肢の2つ目は、所有権の場合「ツケやカードで支払いを約束して、商品を持ち出すこと」、著作権の場合「ソースコードを提供する旨の申し出を添付して、GPLの著作物を頒布(複製)すること」です。それをせずに行使すると万引きやGPL違反になります。

所有権の侵害である窃盗は、刑法 第235条により10年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられますが、著作権侵害であるOSSライセンス違反は、著作権法119条により10年以下の懲役もしくは何円以下の罰金に処し、またはこれを併科されますか？

また、法人の業務で作成したプログラムは、自動的に法人が著作者である法人著作物になり、その法人著作物が違反した場合は、著作権法124条により何円以下の罰金刑となりますか？

Q4. GNU GPLが基づくものについて

2006年、Heather Meekerという米弁護士がLinuxInsider column “Only in America? Copyright Law Key to Global Free Software Model”で、著作権法に基づかせては施行(強制,enforce)力が弱いから、米国だけが損しないかといった旨の記事を出しました。

それに対して、GNU GPLを作成したRichard M. Stallman氏は、著作権法に基づかせている正当な理由を二つ挙げて反論しています。

一つは、「著作権法は、他の可能な選択肢である契約法よりも国家間で等しくそろえられている」ことを挙げ、さらにもう一つ、「契約法を使用しない別の理由」を挙げています。それはどういう内容ですか？

また、その内容は、著作権法における「著作権の制限」(米国でフェアユースに相当)の存在に通じます。二十条にも及ぶ「権利の制限」が著作権の特徴を示しており、これに絡めて論じてください。

Q5. ソフトウェアライセンスとの違いについて

OSSライセンスを以下のようにソフトウェアライセンスの一種かのように不適切な説明をする人がいます。

「オープンソースは『ソースコードを誰でも自由に利用できる』とするソフトウェアライセンスによって、その利用を許可しています」

しかし、MS社EULA*のようなソフトウェアライセンスとOSSライセンスは、性質が大きく異なるものです。少なくとも、以下の3つの違いがあります。

*:End User License Agreement

	ソフトウェアライセンス (EULAなど)	OSSライセンス (GPLなど)
1.許諾内容	使用	利用
2.許諾形式	契約	ライセンス
3.許諾対象	製品	著作物

Q3-1. 「許諾内容」を「利用」ではなく「使用」と解すると、しなくてもよいのにソース開示することになります。例えば、どのような場合ですか？

Q3-2. 「許諾形式」を「ライセンス」ではなく「契約」と解し製品生産出荷後にソース開示すると、他人の権利を侵害します。その権利は何ですか？

Q3-3. 「許諾対象」を「著作物」単位ではなく「製品」単位と解すると、Linuxベースの組込製品で、しなくてもよいのにアプリのソース開示することになります。どのようなアプリの場合ですか？

Q6. GPLの伝播・感染について

「GPLの伝播」どころか「GPLの感染」という言葉を使う人がいます。しかし、事実としては「伝播」や「感染」という事象は起きていません。GPLのプログラムをライブラリなどを使って開発したプログラムは、そのソースコードを開示しなければ、頒布できないことをそう呼んでいるに過ぎません。従って、素人は本当にコンピュータウイルスかのように感染すると誤解する不適切な表現です。

GPLのプログラムを利用した自社開発プログラムが、ソースコードを開示しなければ頒布できない理由をGPLv2の条文を引用して説明してください。

Q7. Stallman氏がGPLを作成した理由について

Richard M. Stallman氏がMITのAIラボにいたころ、使い勝手を改善していたプリンタの制御プログラムがソース非開示になって改善できなくなったことがあったそうです。これがGNUプロジェクトを開始するきっかけになったと、いくつかの文書に書かれています。

ここで、もう少し突き詰めて考えて見ると、プリンタ制御プログラムのソースが開示されていれば良いならば、すでに存在したBSDライセンスで用は足りると思われれます。しかし、BSDライセンスでは困った事態が発生し得ます。

Stallman氏もGosmacs(James Gosling氏のEmacs)で困った事態を経験したため、GNU Emacs General Public License, 後に、GNU General Public License(GPL)を生み出しました。

そのGPLで回避しようとしている困った事態とはどのようなものか説明してください。

Q8. 4つの自由とGPLについて

現在、OSS(オープンソースソフトウェア)と呼ばれることが多いプログラムは、元々「自由ソフトウェア(Free Software)」とだけ呼ばれていました。GNUは「あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、そのプログラムの利用者が、以下の四つの必須の自由を有するときです」と定義しています。

0. どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由 (第零の自由)。
1. プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由 (第一の自由)。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。
2. ほかに人を助けられるよう、コピーを再配布する自由 (第二の自由)。
3. 改変した版を他に配布する自由 (第三の自由)。これにより、変更がコミュニティ全体にとって利益となる機会を提供できます。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。

<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

この4つの自由に関して、『これら「4つの自由」はGPLとして成文化されています』という解説があります。

<https://japan.wordcamp.org/for-organizers/gpl-primer/>

では、GPL以外のBSDライセンスなどのプログラムには、4つの自由は無いのでしょうか？

Q9. プログラムの著作者について

下記のような経緯で業務上開発されたプログラムの著作者は誰ですか？

a) A社従業員Bが業務で開発したプログラム

また、その根拠となるのは著作権法第何条のどのような記述ですか？

b) A社発注でB社従業員Cが業務で開発したプログラム

また、発注の際に、一般に、どのような契約が必要とされていますか？

c) A社従業員Bのアイデアを元にC社従業員Dが業務で開発したプログラム

その根拠として、Bが出したアイデアはどのような扱いになるか著作権法第何条に何と書かれていか示してください。

Q10. 添付するライセンス文について

「Tomcatは、Apache License 2.0」「FreeBSDは、FreeBSD Copyright」と
思い込んで、実行形式のプログラムに添付するライセンス文には、それぞれ、
<https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0.txt> …①

<https://www.freebsd.org/ja/copyright/freebsd-license.html> …②

の複製を付ける人が少なくないですが、実は不適切です。(URLのみなど論外)

Apache License
Version 2.0, January 2004
<http://www.apache.org/licenses/>

①

TERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTRIBUTION

1. Definitions.

"License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction, and distribution as defined by Sections 1 through 9 of this document.

"Licensor" shall mean the copyright owner or entity authorized by the copyright owner that is granting the License.

Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

②

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

それぞれ、ソースコードのtarボールを展開して出てくる下記ファイルの複製を付けるのが適切です。

(apache-tomcat-9.0.11-src)¥LICENSE

(FreeBSD11_1_src)¥usr¥src¥COPYRIGHT

①②の内容では、不都合な理由を挙げてください。

全問正解でしたら、お知らせください

全問正解の方がいらっしゃいましたら、
お知らせいただけると幸いです。
記入済み解答をお送りいただければ、確認の上、
Webに掲載させていただきたいと思います。
掲載の際の表示名と感想などありましたら、
ご記入の上、姉崎までお送りください。

a-anezaki@nec.com

表示名 :

感想 :

\Orchestrating a brighter world

NEC

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。
それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ
類のないインテグレーターとしてリーダーシップを発揮し、
卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、
世界の国々や地域の人々と協奏しながら、
明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。